

健康いこま21及び生駒市食育推進計画策定支援業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 目的

「健康いこま21」及び「生駒市食育推進計画」の策定支援を業務の目的とする。

(2) 業務名

健康いこま21及び生駒市食育推進計画策定支援業務

(3) 業務内容

別紙「健康いこま21及び生駒市食育推進計画策定支援業務仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日～令和7年3月31日

2 業務に要する費用(予定価格)

8,796,333円(税込)

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用(予定価格)を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

(1) プロポーザルに参加できる者(提案者)は、次に掲げる事項をすべて満たすこととする。

① 公示日現在から過去5年間に於いて、国又は地方公共団体の発注する同種又は類似業務の受託実績を有していること(町村のみでの実績しかない者を除く。)

同種業務：健康増進計画、食育推進計画の策定業務

類似業務：その他健康、福祉分野に関する計画の策定業務

② 本市に今年度有効な一般競争(指名競争)参加資格審査申請書又は物品・委託業務業者登録申請書を提出していること。

③ 公示日から受託候補者特定の日までの間に、入札参加停止を受けていないこと。

④ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

⑤ 破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申し立てがなされていないこと。

⑥ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

⑦ 国税又は市税を滞納していないこと。

⑧ 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

(ア) 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び

- 支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。))第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
- (イ) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (ウ) 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用してしていると認められるとき。
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (オ) 上記(ウ)及び(エ)に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和6年1月22日(月)15時まで(必着)
- (2) 提出方法 別添の質問書(様式1)により、電子メールで提出すること。
提出先: kenkouzoushin@city.ikoma.lg.jp
※これ以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。
- (3) 回答日 令和6年1月24日(水)
- (4) 回答方法 生駒市ホームページに掲載

5 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 提出書類・必要部数
- ① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届(様式2) 1部
- ② 実施体制各種調書及び企画提案書等 8部
- (ア) 会社概要(様式3)
- (イ) 技術者の概要(様式4)
- (ウ) 業務実績調書(様式5)
- (エ) 担当技術者調書(様式6)
- (オ) 技術責任者の経歴及び実績等調書(様式7)
- (カ) 再委託調書(様式8) ※再委託をする場合のみ
- (キ) 工程表(様式9)
- (ク) 企画提案書(任意様式)
- (ケ) 参考見積書(任意様式)
- (2) 作成要領
別紙「企画提案書等作成要領」を参照。
- (3) 提出期限等
- ① 提出期限 令和6年2月5日(月)15時まで(必着)

- ② 提出場所 生駒市健康課
- ③ 提出方法 持参又は郵送によること。

なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によること。

6 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された業務実施体制回答書、企画提案書等を下記7①～⑪で示す評価基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を3者選考する。ただし、プロポーザルの提案者が3者以下である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施するものとする。

実施日：令和6年2月8日（木）

(2) 第2次審査（書類審査及びヒアリング等による最終審査（以下「ヒアリング等」という。））

第1次審査により選考された者に対し、企画提案についてのヒアリング等を実施し、下記7①～⑪で示す評価基準に基づいて再評価し、最も優れている提案を特定する。なお、評価点が同点の者が2者以上いる場合の順位は、審議して決定する。

実施日：令和6年2月16日（金）

(3) 審査結果の通知

① 第1次審査

審査結果を書面により通知する。なお、選考された者のみ、審査結果及びヒアリング等を実施する旨を、電話又は電子メールで通知する。

② 第2次審査

審査結果を書面により通知する。

7 評価基準及び配点

プロポーザルは、以下の評価基準に基づき審査します。

審査項目		評価基準	配点
事業者・ 見積書	①業務実績	同種又は類似業務の実績 (過去5年間の実績の有無、件数)	5
	②業務実施体制	本業務の責任者の同種又は類似業務の実績(過去5年間の実績の有無、件数)	5
	③見積書	見積金額に対する評価	5
企画提案書・ プレゼンター シヨン等	④実施体制	業務が円滑に遂行するために必要かつ十分なスタッフの確保ができていますか。	5
		円滑で確実な業務を遂行可能と判断できるスケジュールであるか。	5
	⑤上位計画、関連施策の把握	把握の視点が的確で、把握した情報を整理し、分析する能力を有しているか。	10
	⑥現状把握・分析	生駒市の現状及び課題を的確に把握しているか。	10
	⑦現計画の理解度	現行の両計画の内容を理解した上での提案内容となっているか。	10

⑧関係団体等に対する調査	効果的な関係団体等に対する調査の手法や意見反映方法を提案しているか。	10
⑨両計画における本市が目指すべき方向性の提案	両計画における本市が目指すべき方向性の提案は適切か。また、提案内容の着眼点が優れているか。	15
⑩独自性	仕様書の内容に基づく各業務のほか、独自性のある創意工夫のされた企画提案内容となっているか。	10
⑪企画提案の明瞭度及び意欲	企画提案書がわかりやすく説得力があり、説明や質問に対する回答が明確でわかりやすいか。また、業務に対する十分な理解度、熱意及び意欲を有しているか。	10

8 日程

公告	令和6年1月15日(月)
質問受付締切	1月22日(月) 15時まで
質問に対する回答	1月24日(水)
企画提案書提出期限	2月 5日(月) 15時まで
第1次審査	2月 8日(木)
第2次審査	2月16日(金)
結果通知、契約締結・業務開始	2月中旬

9 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (5) 参考見積書の金額が、「2 業務に要する費用（予定価格）」を越えたもの

10 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

11 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないと同時に、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 担当技術者調書（様式6）に記載した配置予定の技術責任者及び担当者は、原則として変更できない。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、生駒市と協議のうえ決定するものとする。

- (6) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

12 担当部署(提出・問合せ先)

生駒市役所 福祉健康部 健康課(担当 渋谷・神所)

住 所 〒630-0258 生駒市東新町1番3号 セラビーいこま内

電話番号 0743-75-2255

電子メールアドレス kenkouzoushin@city.ikoma.lg.jp

(様式1)

令和6年 月 日

質 問 書

健康いこま21及び生駒市食育推進計画策定支援業務について、次の項目を質問いたします。

質 問 項 目	質 問 内 容
商号又は名称	
部署名及び担当者名	
連絡先(TEL・FAX)	

注)記入欄が不足する場合は複写して作成してください。

(様式2)

業務実施体制回答書及び企画提案書提出届

令和6年 月 日

生駒市長 小紫 雅史 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

業務名 健康いこま21及び生駒市食育推進計画策定支援業務

本業務について、別添のとおり、実施体制各種調書及び企画提案書を提出します。

(様式3)

会 社 概 要		
会 社 名		
本 社 所 在 地		
委 任 先 所 在 地		
会社設立年月		
資 本 金		
事 業 所 数		
株式上場の有無	有り(部上場)・なし	
社 員 数	技 術 系	名
	事 務 系	名
	合 計	名
そ の 他		

注)令和6年1月1日時点で記入してください。

(様式4)

技 術 者 の 概 要			
専 門 分 野	社 員 数	うち有資格者数	
		資 格 名	人 数
	名		
そ の 他	名		
合 計	名	名	
注 1) 令和6年1月1日時点で記入してください。 注 2) 1人の職員が2以上の専門分野に従事する場合は、主たる専門分野のみ記入し、重複させないこと。			

(様式5)

業 務 実 績 調 書 (過去5年間における同種・類似業務の受託実績を記入してください。)			
業 務 名	発 注 者	業 務 内 容	実 施 期 間
			年 月～ 年 月
			年 月～ 年 月
			年 月～ 年 月
			年 月～ 年 月
			年 月～ 年 月
			年 月～ 年 月
			年 月～ 年 月
			年 月～ 年 月
注 1)業務内容は、主になる業務内容を記入してください。 注 2)記入欄が不足する場合は複写して作成してください。			

(様式6)

担 当 技 術 者 調 書			
分 類	予定技術者氏名	所属・役職	保有技術資格名称
技術責任者			
担当者			

注 1) 氏名にはふりがなをつけてください。

注 2) 所属・役職については、提案書の提出者以外の企業等に所属する場合は、企業名等も記述してください。

注 3) 様式7に経歴及び実績等についても記入してください。

(様式7)

技術責任者の経歴及び実績等調書			
技 術 責 任 者			
氏 名		生 年 月 日	
所属・役職		実務経験年数	
保 有 技 術 者 資 格			
保有資格名称	登 録 番 号	取得年月日	
同 種 業 務 経 歴			
業務名称	業務概要・業務の技術的特長・当該技術者の担当内容	発注者	実施期間
			年 月 ～ 年 月
			年 月 ～ 年 月
			年 月 ～ 年 月
			年 月 ～ 年 月
			年 月 ～ 年 月

注) 業務履歴を5件まで記入してください。

(様式8)

再委託調書		
分担業務の内容	再委託先又は協力先	理由(企業の技術的特徴)

注) 他の企業等に当該業務の一部について再委託を実施する場合にのみ記入すること。
ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

(様式 9)

工程表

業務名：健康いこま21及び生駒市食育推進計画策定支援業務

工 期 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

[illegible]

注1) 工期は、令和6年4月1日から令和7年3月31日まで記入してください。

注2) 用紙サイズはA 4判ヨコ又はA 3版ヨコ（この場合、A 4折り）を使用してください。

注3) 表は加工（工程の数・月割数を増す等）して記入し、文字は見やすいサイズを使用してください。

注4) 工程はなるべく詳細に区分してください。

注5) 1か月を10日ごとの3分割で表示してください。

企画提案書等作成要領

1 企画提案書に記載する内容

- (1) 両計画の本市が目指すべき方向性
- (2) (1)を踏まえた現行の健康いこま21及び生駒市食育推進計画（以下「両計画」という。）の変更すべき点とその理由
- (3) (1)・(2)を踏まえた両計画の作成方法及び独自性について
- (4) 関係団体等への調査実施方法等

※各項目について、提案の概要を簡潔に記入してください。その他必要な追加提案があればご記入ください。

2 企画提案書の作成にあたっての留意事項

- (1) 健康いこま21の計画期間は令和7～18年度の12年間を、生駒市食育推進計画の計画期間は令和7～12年度の6年間を予定している。

3 企画提案書において重視する視点

- (1) 本業務全体について
現行の両計画の内容を把握し、社会情勢や本市の現状及び課題を踏まえた提案となっているか。
- (2) 関係団体等に対する調査の実施について
関係団体等から吸い上げた意見内容を効果的に計画に反映できる手法を示しているか。
- (3) 計画案の作成について
両計画案において本市が目指すべき方向性の提案が示されているか。

4 企画提案書の作成にあたっての注意事項

- (1) 企画提案書には事業者名は記入しないでください。
- (2) 提案書類のサイズは原則としてA4版で作成してください。
- (3) A4判で10ページ以内（A3用紙の折込は不可。）で、片面印刷としてください。
- (4) 言語は日本語、数字はアラビア数字、通貨は日本円を使用して作成してください。図又はイラストについては、必要に応じて使用可。
- (5) カラーでの作成は認めます。
- (6) 複数の応募又は複数の事業計画書を提出することはできません。
- (7) 本業務の各工程のスケジュールを明確にしてください。